

【議題】 埼玉県災害時医療救護基本計画の改訂案について

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

1. はじめに

■ 計画策定の目的

1. 県内において大規模災害が発生したときに必要な医療体制を確保するため、災害時の医療救護活動及び平時の取組について、基本的な対応方針を策定する。
2. 首都直下地震（東京湾北部地震）の被害想定を踏まえた具体的な内容として策定する。
3. 埼玉県地域防災計画及び第8次埼玉県地域保健医療計画に基づく医療救護活動に係る基本計画として策定する。

■ 経緯

- 令和2年3月策定
- 令和5年3月改定（災害時連携病院制度などについて追加、資料の時点更新等の修正）

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

2. 主な改定事項

- ① 令和6年度大規模地震時医療活動訓練を踏まえた修正・更新
 - 広域医療搬送、SCUの設置等に関し、自衛隊入間病院の協力を求める場合の調整について明記
 - DMA T活動拠点本部（DMA T組織図）、ロジスティクス支援のフロー等の更新
- ② 保健医療調整本部の機能・活動内容の修正
 - 国通知を踏まえ、保健医療調整本部において、「必要に応じて災害時の福祉活動に関する情報連携を実施する」、「救援福祉部から連絡調整員の派遣を受ける」旨を明記 等
- ③ 保健医療活動チームに関する記載の充実・修正
 - JRAT、災害支援ナース等
- ④ その他（文言修正、時点更新を含む）

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

3. 主な改定内容

① 令和6年度大規模地震時医療活動訓練を踏まえた修正・更新

<第4章1(3)DMAT県調整本部 「オ その他の体制について」>

新 (P60)	現行 (P47)
DMA T県調整本部は、広域医療搬送が必要であると判断する場合、 保健医療調整本部を通じて、航空自衛隊入間基地を航空搬送拠点すること及び同基地内にSCUを設置することについて国と調整を行う。SCUの設置が決定した場合、DMA T県調整本部は、航空自衛隊入間基地にSCU指揮所を設置する。	DMA T県調整本部は、広域医療搬送が必要であると判断する場合、保健医療調整本部に伝えるとともに、航空自衛隊入間基地にSCU本部を設置する。

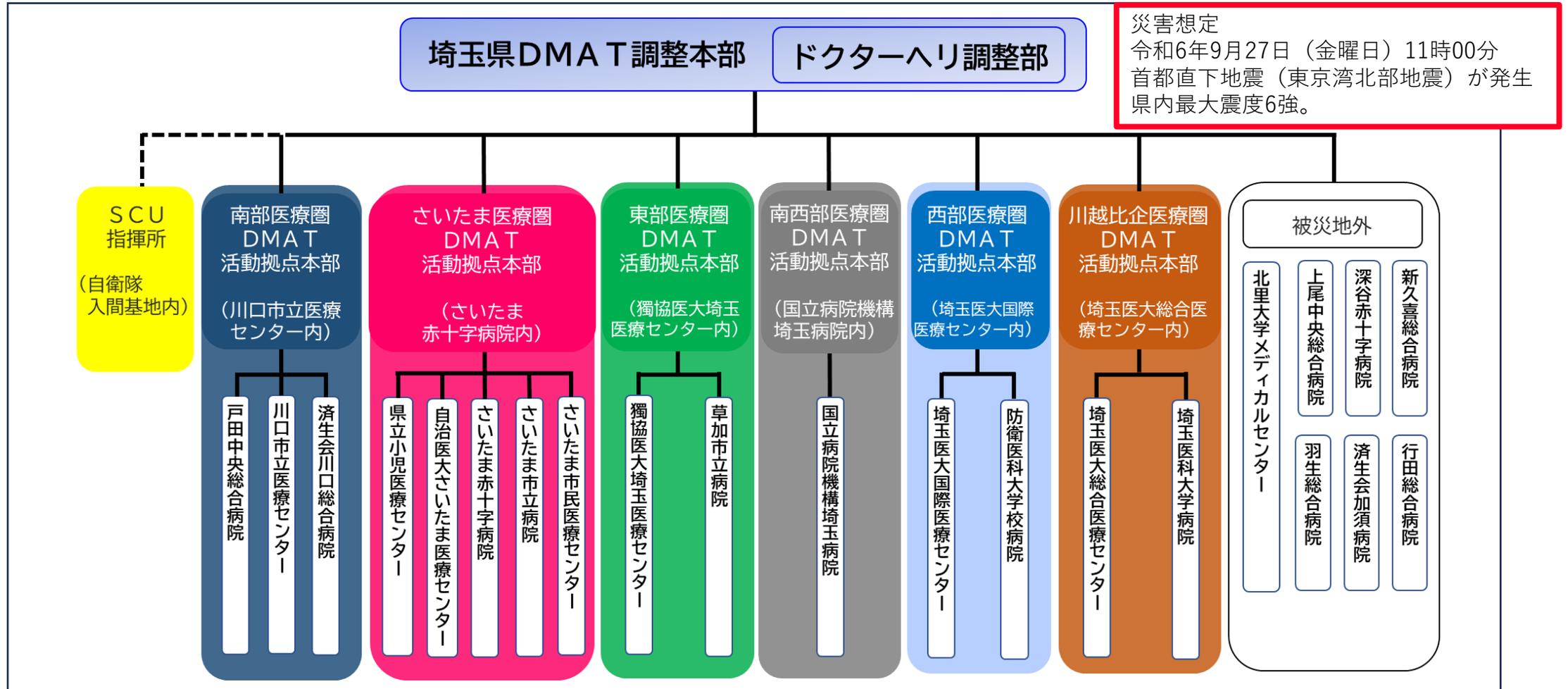
<第4章4 広域医療搬送>

新 (P69)	現行 (P55)
なお、 SCU指揮所の設置・運営や広域医療搬送の実施に関し、自衛隊入間病院の協力を求める場合には、DMA T県調整本部は、災害対策本部統括部部隊調整班を通じて航空自衛隊入間基地等の関係機関と調整を行う。	— (新設)

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

① 令和6年度大規模地震時医療活動訓練を踏まえた修正・更新

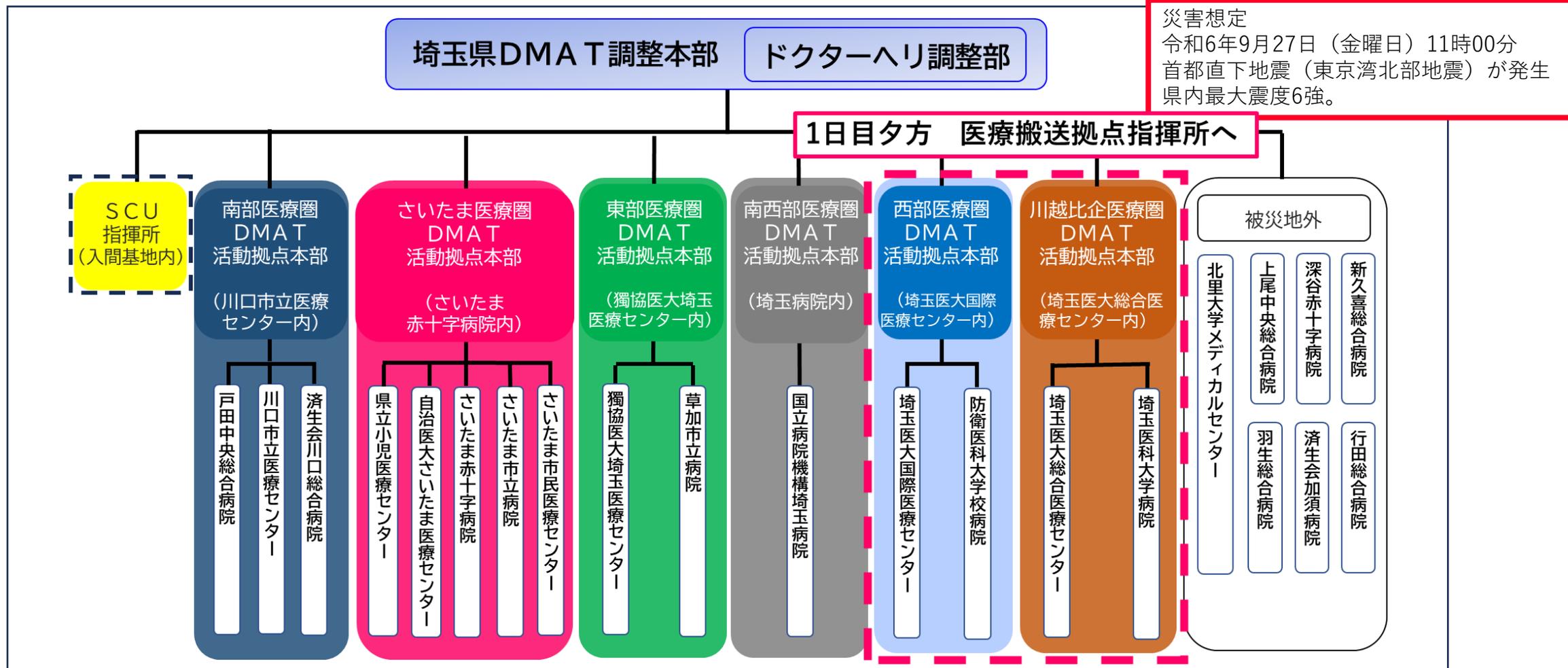
< P58 参考 令和6年度大規模地震時医療活動訓練におけるDMATの組織図（発災直後の想定） >



「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

① 令和6年度大規模地震時医療活動訓練を踏まえた修正・更新

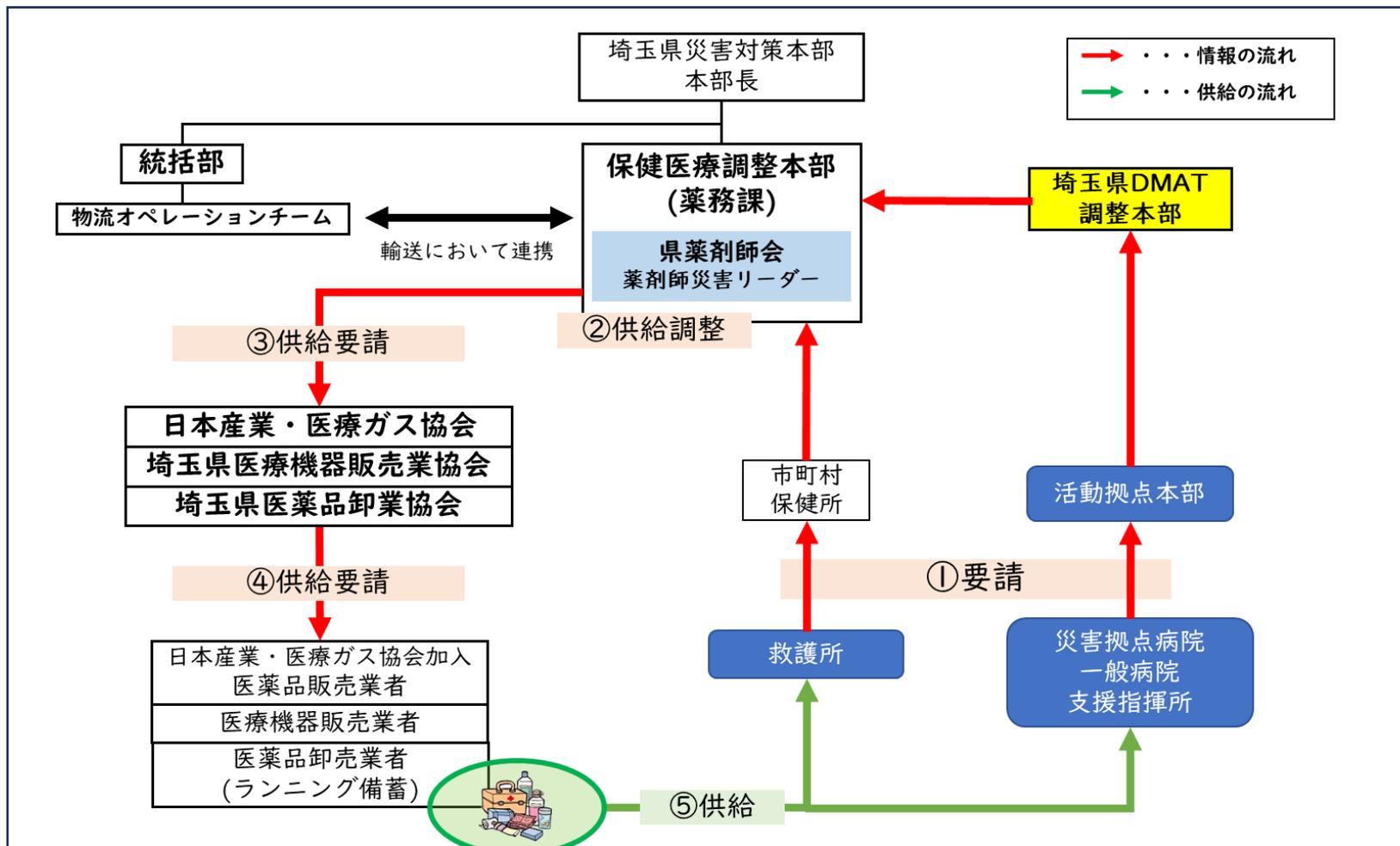
< P59 参考 令和6年度大規模地震時医療活動訓練におけるDMATの組織図（発災日の夕方） >



「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

① 令和6年度大規模地震時医療活動訓練を踏まえた修正・更新

<P76 参考 令和6年度大規模地震時医療活動訓練における医薬品・医療救護資機材等の調達・供給フロー>



「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

② 保健医療調整本部の機能・活動内容の修正

<第3章1 災害医療コーディネート体制(1)全体像>

新 (P29)	現行 (P22)
保健医療調整本部は、被災地の保健医療ニーズ等を踏まえ、(県)災害医療コーディネーター等の助言を受けながら、保健医療活動チームの受入れや派遣調整、情報の収集・整理・分析、対応方針の決定など、県内の保健医療活動の総合調整を実施する。	県保健医療調整本部は、被災者の状況や現地の保健医療活動チームの活動状況を踏まえ、(県)災害医療コーディネーター等の助言を受けながら保健医療活動チームの受入れや派遣調整を行う。
「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け厚生労働省医政局長等通知)を踏まえ、必要に応じて災害時の福祉活動に関する情報連携を実施する。	— (新設)
保健医療調整本部と保健所との緊密な連携・調整により、被災地域の保健所に地域災害保健医療対策会議(被災医療圏保健医療調整本部)を設置することが決定した場合には、当該保健所は市町村災害対策本部にその旨を連絡する。	県保健所は、地域対策会議を設置したときは市町村災害対策本部にその旨連絡する。

<災害医療コーディネート体制(2)県災害対策本部におけるコーディネート活動 ア保健医療調整本部>

新 (P30)	現行 (P24)
福祉活動との円滑な連携を図るため、救援福祉部から連絡調整員の派遣を受ける。	保健医療・福祉連携のため、救援福祉部と情報共有及び対応の連携を図る。

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

③ 保健医療活動チームに関する記載の充実・修正

➤ 【埼玉J R A T（埼玉県災害リハビリテーション支援チーム）】の追加

< P12 資料5 本県の主な保健医療活動チーム等の概要 >

名称	概要	県内の体制
埼玉J R A T (埼玉県災害リハビリテーション支援チーム)	・ 医師やリハビリテーション専門職などで構成するチームで、支援対象者の災害関連死、生活不活発等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から支援を実施	10チーム程度 (R6.3.31現在)

< P90 資料 関係機関・団体と締結している主な協定 >

協定書等の名称	関係機関・団体名	締結年月
災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定書	埼玉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会	令和6年11月

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

③ 保健医療活動チームに関する記載の充実・修正

➤ 【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師チーム】の追加

<P12 資料5 本県の主な保健医療活動チーム等の概要>

名称	概要	県内の体制
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師チーム	・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師として法に規定された業務の範囲で、避難所等におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術及び療養上の相談などを実施	408人 (R6.3.31現在)

<P89 資料 関係機関・団体と締結している主な協定>

協定書等の名称	関係機関・団体名	締結年月
災害時のはり師・きゅう師救護活動に関する協定書	公益社団法人 埼玉県鍼灸師会	令和7年3月
災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する協定書	公益社団法人 埼玉県鍼灸マッサージ師会	令和7年3月

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

③ 保健医療活動チームに関する記載の充実・修正

➤ 医療法改正等に基づき、【災害支援ナース】の記載内容を修正

< 第3章2 保健医療活動チーム及び関係団体の活動 (7)災害支援ナース >

新 (P41)	現行 (P34)
<p>《目指すべき姿》</p> <p>県は、保健医療調整本部において被災状況や特に被災地の医療機関及び避難所の状況を把握した上で、災害支援ナースの派遣を決定する。</p> <p>また、被災状況に応じて厚生労働省を通じて他県の災害支援ナースの派遣を要請する。</p> <p>災害支援ナースが所属する施設は、県からの要請に応じて速やかに災害支援ナースを派遣する。災害支援ナースは、派遣元である施設の職員として看護支援活動に従事し、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることに努める。</p> <p>県看護協会は、県からの要請に応じて保健医療調整本部にコーディネーター（仮称）を派遣し、災害の状況について情報収集をするとともに、災害支援ナースの派遣について調整を行う。</p>	<p>《目指すべき姿》</p> <p>県看護協会は発災後速やかに災害対策本部を設置して、災害の状況について情報収集するとともに、災害支援ナースの派遣準備を行う。</p> <p>また、県からの要請に応じて保健医療調整本部に連絡員を派遣する。</p> <p>災害支援ナースは、会長の指示又は県からの要請により出動する。</p> <p>県看護協会は、日本看護協会を通じて他県の災害支援ナースの派遣を要請する。</p> <p>被災地の市町村からの要請に基づき活動する場合を除き、被災地に派遣された災害支援ナースは地域対策会議に所属し活動する。</p>

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

④ その他（文言修正、時点更新を含む）

➤ 【災害時小児周産期リエゾン】の記載内容を修正

< 第2章 1 災害対策の現状 (5)災害医療コーディネート体制（資料7内の災害時小児周産期リエゾンの概要）>

新（P15）	現行（P11）
小児・周産期に係る保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、患者情報の収集や搬送調整などについて、助言及び支援を行う。	小児や妊産婦に特化して、患者情報の収集や搬送調整などを行う。

< 第4章 6 新生児や妊産婦への対応（対応フロー）>

新（P71）	現行（P57）
<p>県は、災害時に保健医療調整本部及び地域対策会議等において、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行うために必要と判断した場合は、災害時小児周産期リエゾンに参集を要請する。</p> <p>災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部や地域対策会議等のほか、所属の医療機関において、患者の搬送調整等について助言及び支援を行う。</p>	<p>県は、大規模災害時における被災地の妊産婦・新生児や小児への対応に万全を期するため、平成29年度に創設した災害時小児周産期リエゾン制度を活用し、継続してケアが受けられる医療機関への転院搬送等を円滑に実施する。</p> <p>災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部で活動し、地域の医療機関等からの要請に基づき受入先医療機関と新妊産婦・新生児や小児の搬送手段を調整・確保する。</p>

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

④ その他（文言修正、時点更新を含む）

➤ 【災害時連携民間精神科病院】の記載を追加

< P50 第3章 3 医療機関の体制 (5) 災害拠点精神科病院 >

- ・ 災害拠点精神科病院が未指定である状況を補完するため、令和5年度に埼玉県独自の制度として、大規模地震や大雨による浸水・停電等の被害により県内の精神科病院が被災した場合に被災病院の措置および医療保護入院患者を受け入れる体制を整備することを目的とし、一定の要件を満たす精神科病院を「災害時連携民間精神科病院」として7病院指定している。

➤ 防衛医科大学校との【医療に係る連携に関する協定】を追加

< P89 資料 関係機関・団体と締結している主な協定 >

協定書等の名称	関係機関・団体名	締結年月
防衛医科大学校と埼玉県との医療に係る連携に関する協定書	防衛医科大学校	令和6年6月

「埼玉県災害時医療救護基本計画」の改訂案について

4. 今後の流れ（予定）

- 令和7年3月25日 災害時医療部会
改定案の提示
- 令和7年4月 計画改定、関係機関への周知